

市第 50 号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について

<人事委員会勧告概要 勧告日：平成 21 年 10 月 8 日>

- ① 本市職員給与と民間給与との較差▲2,092 円（▲0.50%）を解消するため給料等の引き下げ
- ② 期末・勤勉手当は、民間の支給割合の較差を踏まえ 0.35 月分の引き下げ
 （再任用職員は 0.15 月分の引き下げ）

1 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

行政職員給料表等の 5 つの給料表について、すべての級の給料月額を引き下げます。

[第 1 条]

2 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

特定任期付職員の給料表について、給料月額を引き下げます。

[第 2 条]

3 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正

(1) 期末・勤勉手当の支給月数の変更

民間との支給割合の較差を踏まえ、年間の支給月数を現行の 4.50 月から 4.15 月とします。

（再任用職員は、現行の 2.35 月から 2.20 月とします。）

[第 3 条]

<平成 22 年度以降の内訳>

	6 月		12 月		年間支給月数
	期末	勤勉	期末	勤勉	
一般職員	1.40→1.25	0.75→0.70	1.60→1.50	0.75→0.70	4.50→4.15
管理職員	1.20→1.05	0.95→0.90	1.40→1.30	0.95→0.90	4.50→4.15
特別職	2.15→1.95（期末）		2.35→2.20（期末）		4.50→4.15
再任用職員	0.75→0.65	0.35	0.85	0.40→0.35	2.35→2.20

※勤勉手当は表の区分ごとの支給総額の範囲内で勤務状況を勘案し支給します。

（裏面あり）

(2) 平成 21 年 12 月期の期末・勤勉手当支給月数の変更及び期末手当の調整措置

平成 21 年度は、特例措置として 6 月期の期末・勤勉手当で 0.20 月分を支給しなかったため、12 月期の期末・勤勉手当の支給月数を 0.15 月引き下げ、年間の支給月数を 4.15 月とします。
(再任用職員は 6 月期で 0.10 月分を支給しなかったため、12 月期で 0.05 月引き下げ、年間の支給月数を 2.20 月とします。)

[附則第 14 項～17 項]

<平成 21 年度の内訳>

	平成 21 年 6 月 (支給済)		平成 21 年 12 月		年間支給月数
	期末	勤勉	期末	勤勉	
一般職員	1.40→1.25	0.75→0.70	1.60→1.50	0.75→0.70	4.50→4.15
管理職員	1.20→1.10	0.95→0.85	1.40→1.25	0.95	4.50→4.15
特別職	2.15→1.95 (期末)		2.35→2.20 (期末)		4.50→4.15
再任用職員	0.75→0.70	0.35→0.30	0.85→0.80	0.40	2.35→2.20

※勤勉手当は表の区分ごとの支給総額の範囲内で勤務状況を勘案し支給します。

○ 平成 21 年 12 月期の期末手当の調整措置について

[附則第 14 項、第 15 項]

年間の「民間との較差相当分」を解消させる観点から、平成 21 年 12 月期の期末手当で減額調整を行いません。

内容： 12 月期の期末手当 - ①+② = 支給額

① 平成 21 年 4 月 1 日に職員が受けるべき給料等*の合計額に 100 分の 0.50 を乗じて得た額に、同年 4 月から給与改定が施行されるまでの月数 (8 月) を乗じて得た額

② 平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.50 を乗じて得た額

* 給料等…給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、管理職手当、教職調整額

4 施行期日

平成 21 年 12 月 1 日

[附則第 1 項]